


島根労働局発表
令和6年7月29日

担当	雇用環境・均等室 室長 鈴木 圭	 島根労働局 公式キャラクター しじろー
	雇用環境改善・均等推進指導官 宮崎 聖児	
	TEL 0852-31-1161	

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業を認定！ 島根県内の食料品製造業初の3つ星！！

～ 8月28日（水）に認定通知書の交付式を行います ～

厚生労働省では、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主を、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業として認定しています。

今般、若女食品株式会社を「えるぼし認定3つ星（3段階目）」として認定しました。

島根労働局（局長 いわみひろふみ 岩見浩史）では、以下のとおり「認定通知書」の交付式を行います。

◇ えるぼし企業の認定通知書 交付式 ◇

- 日時：令和6年8月28日（水）午前11時～
- 会場：島根労働局 共用4会議室
（松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階）
- 認定企業〈認定段階3〉
若女食品株式会社
所在地 江津市渡津町961番地4
業種 食料品製造業
代表者 代表取締役社長 すみた 住田 しんいち 真一
労働者数 95人



認定マーク「えるぼし」※
（3つ星）

★ えるぼし認定とは、女性活躍推進法の行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。

また、えるぼし認定企業のうち、一定の要件を満たした企業はプラチナえるぼしの認定を受けることができます。

- 資料1 認定基準に関する実績
- 資料2 女性活躍推進法に基づく認定制度の概要
- 資料3 えるぼし認定状況及び一般事業主行動計画策定届出状況

※ 認定マークについて

「L」には、Lady（女性）、Labour（働く、取り組む）、Laudable（賞賛に値する）など様々な意味があり、「円」は企業や社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています。

愛称「えるぼし」には、企業や社会の中で活躍し、星のように輝く女性への「エール」が込められています。

認定基準に関する実績

若女食品株式会社

労働者数：95人(女性45人)〈令和6年5月29日現在〉

業種：食料品製造業

認定日：令和6年7月23日

認定の段階：3段階目(5つの基準をすべてをクリア)







評価項目・認定基準	実績
<p>1 採用</p> <p>直近の事業年度において、次の①と②の両方に該当すること</p> <p>① 正職員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること</p> <p>② 正職員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること(正職員に雇用管理区分を設定していない場合は、①のみに該当すれば足りる)</p>	<p><達成></p> <p>① 43.7% ≥ 産業平均値 22.4%</p> <p>② 正職員に雇用管理区分を設定していないため①のみ該当</p>
<p>2 継続雇用</p> <p>直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。</p>	<p><達成></p> <p>正職員</p> <p>(A) 女性の通常の労働者の平均継続勤務年数 15.4年</p> <p>(B) 産業平均値 10.5年</p> <p>15.4年 ≥ 産業平均値 10.5年</p>
<p>3 労働時間等の働き方</p> <p>雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること</p>	<p><達成></p> <p>全ての月で 45時間未満</p>
<p>4 管理職比率</p> <p>直近の事業年度において、次の①と②のいずれかに該当すること</p> <p>① 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること</p> <p>② 「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」÷「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」が8割以上であること</p>	<p><達成></p> <p>① 管理職に占める女性労働者の割合 9.1% ≥ 産業平均値 7.4%</p>
<p>5 多様なキャリアコース</p> <p>直近の3事業年度に、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主は以下より2項目以上(非正社員がいる場合は必ずAを含むこと)、300人以下の事業主は1項目以上の実績を有すること。</p> <p>A 女性の非正社員から正社員への転換</p> <p>B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換</p> <p>C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用</p> <p>D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用</p>	<p><達成></p> <p>A 0人</p> <p>B 0人</p> <p>C 0人</p> <p>D 3人</p>

女性活躍推進法に基づく認定制度の概要

- ◆ 女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」は、認定基準を満たした項目数に応じて3段階あります。
- 認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品や広告、名刺、求人票などに使用することができ、認定を受けた企業であることをPRすることにより、優秀な人材の確保や企業イメージ向上等につながることを期待できます。
- えるぼし認定、プラチナえるぼし認定を受けた事業主は、公共調達で加点を受けることができ、有利になる場合があります。

認定の段階

<p>プラチナ えるぼし</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。 ●男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。(※) ●プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしていること。(※) ●女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く。)のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。(※) <p>(※)実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要。</p>
<p>えるぼし (3段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」5つの項目(資料1)の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
<p>えるぼし (2段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」5つの項目(資料1)のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ●満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
<p>えるぼし (1段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」5つの項目(資料1)のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ●満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

— 島根県内のえるぼし認定企業一覧 —

	企業名	業種	認定	認定年月
1	公益社団法人益田市医師会(益田市)	医療福祉法人	★★★★	H28年11月
2	株式会社山陰合同銀行(松江市)	金融業	★★★	H28年12月
3	社会福祉法人壽光会(出雲市)	社会福祉法人	★★★★	H30年9月
4	社会福祉法人島根県社会福祉事業団(松江市)	社会福祉法人	★★★	H30年12月
5	社会福祉法人あすなろ会(出雲市)	社会福祉法人	★★★	R4年10月
6	株式会社共立エンジニア(松江市)	学術研究・専門・技術サービス業	★★★	R5年1月
7	株式会社シーエスエー(出雲市)	情報通信業	★★★★	R5年3月
8	社会福祉法人石見さくら会(邑智郡)	社会福祉法人	★★★★	R6年3月

○女性活躍推進法に基づくえるぼし認定状況(令和6年3月末現在)

	認定企業数	認定段階	
島根	8	認定段階2 認定段階3	4企業 4企業
鳥取	9	認定段階2 認定段階3 (プラチナ)	4企業 5企業 1企業
岡山	29	認定段階2 認定段階3	13企業 16企業
広島	21	認定段階2 認定段階3	11企業 10企業
山口	18	認定段階2 認定段階3	13企業 5企業
全国	2,716	認定段階1 認定段階2 認定段階3 (プラチナ)	14企業 842企業 1860企業 56企業

○女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の届出状況(令和6年3月末現在)

	行動計画策定届出企業数 【301人以上】	行動計画策定届出企業数 【101~300人】	行動計画策定届出企業数 【100人以下】
島根	50	216	348
鳥取	47	189	47
岡山	234	517	84
広島	392	838	117
山口	119	384	210
全国	17,556	32,409	8,432

◇女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届とは

女性活躍推進法では、101人以上の労働者を雇用する事業主は、女性の活躍推進のための一般事業主行動計画を策定し、策定した旨を都道府県労働局に届け出ることとなっています。(100人以下の事業主は努力義務)